

労働安全衛生規則が改正され、混在作業時の連絡調整体制等が強化されました！

建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月）において、安全衛生法第22条は労働者だけではなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされたことを踏まえ、令和5年4月より、順次同条の法改正がなされています。

安全衛生分科会での議論において、安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等自身による措置のあり方、注文者等による措置のあり方等については、別途検討することとされていたところ、今回、新たに労働安全衛生法が改正されました。

個人事業者等とは、一人親方、中小事業者の代表者及び役員を指す

令和8年4月1日より施行

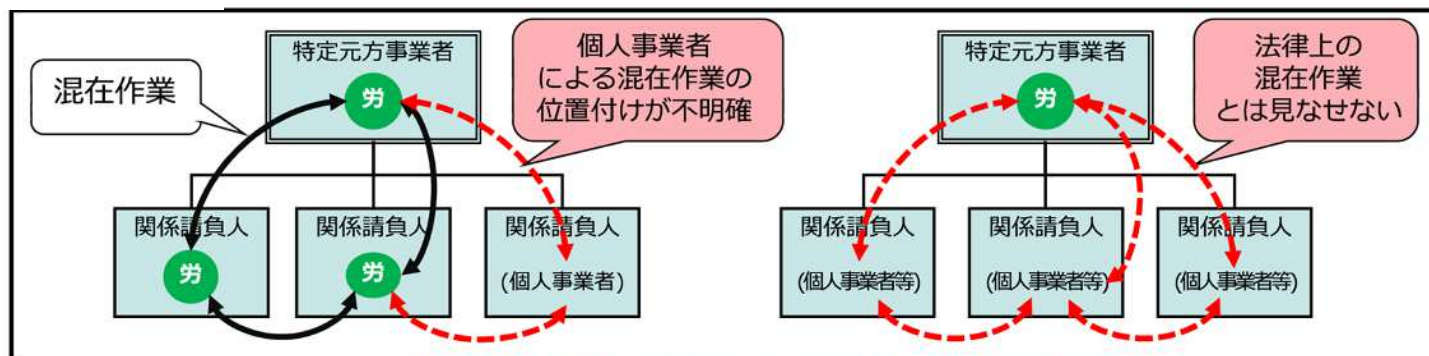
労働安全衛生法第30条、第30条の2 関係

建設業等における混在作業環境における連絡調整

現行の安衛法第30条及び第30条の2においては、「一の場所」において、個人事業者等である請負人が作業を行う場合の位置付けが不明確であり、現場における統括管理の実態の乖離がありました。その乖離是正のため法改正がされました。

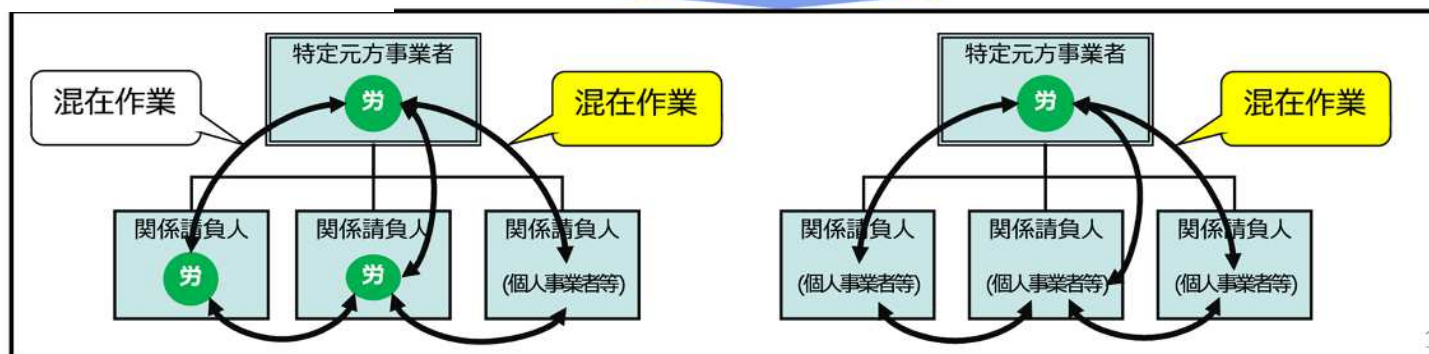
建設業等には、造船業や製造業を指す

現行



改正後のイメージ

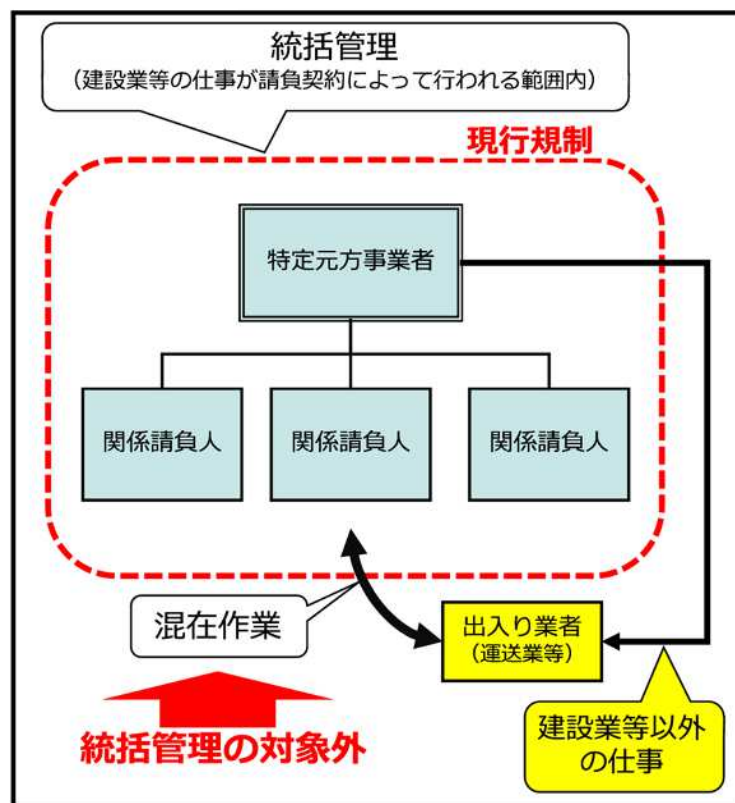
個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化



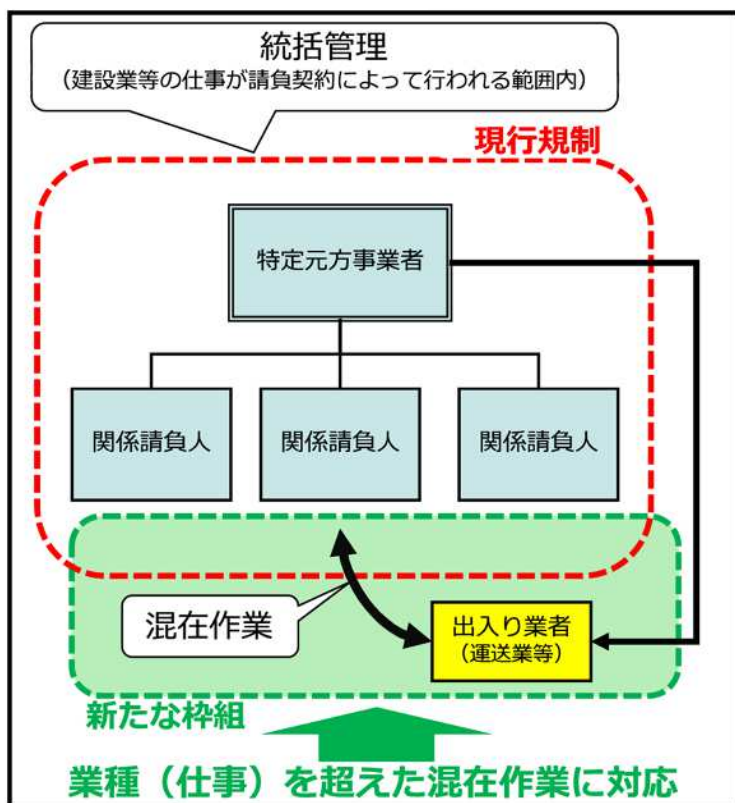
建設業等における混在作業環境における連絡調整

今回の改正では、上記乖離の明確化に加え、同敷地内で混在作業が行われる建設業等以外の事業者（例えば、運送業者等）も統括管理の対象になるように対応されるものです。

現行



改正後のイメージ



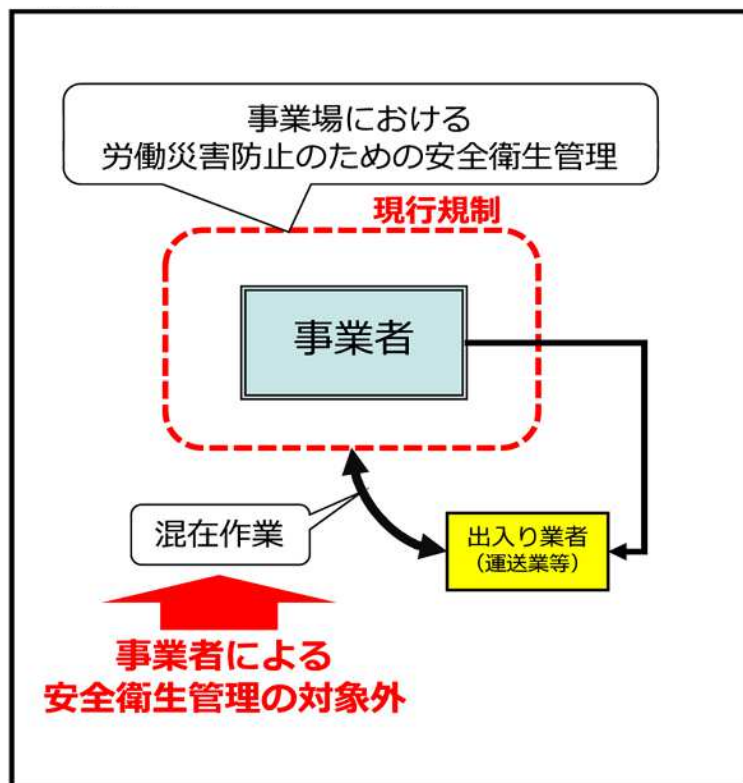
令和9年4月1日より施行 労働安全衛生法第30条の4 関係



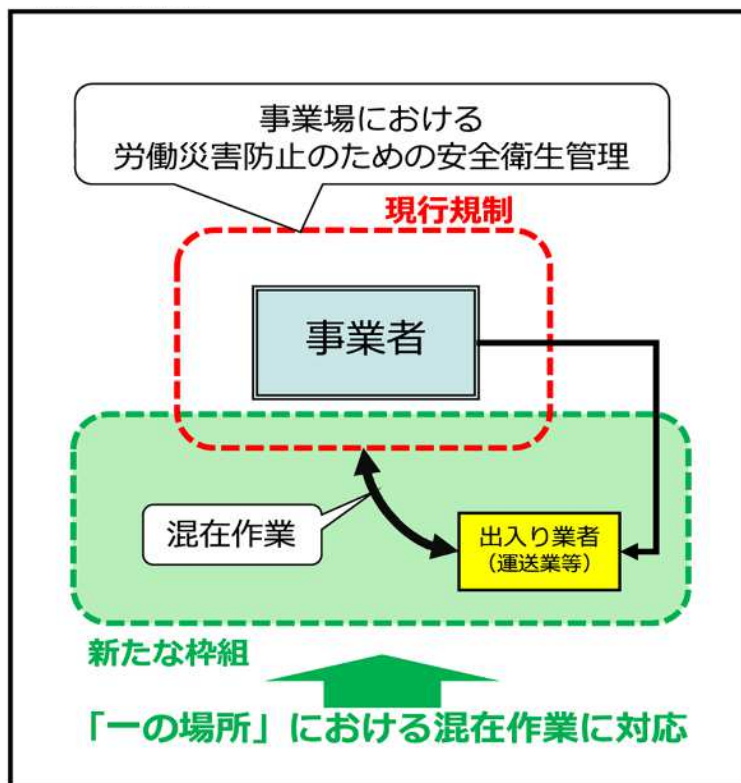
建設業等以外における混在作業環境における連絡調整

建設業等以外の事業者においても、業種や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業に着目し、混在作業場所を管理する者（作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの））に一定の措置（連絡調整等）を求めるものに改正されました。これは、日本が未批准のILO基本条約である第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の批准につながるものです。

現行



改正後のイメージ



令和9年4月1日より施行

危険・有害作業等を行う個人事業者等自身への義務付け

個人事業者自身に対して、**労働者と同じ場所において作業を行う場合**においては、

構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止
特定の機械などに対する定期自主検査の実施
危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講

などを義務付けることとしました。

構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止

労働安全衛生法第42条第3項関係

例えば



携帯用丸鋸の覆いを無効化して使用してませんか？



高所作業時、「飛来・落下物」のみの保護帽を使用してませんか？

検定取得(更新)年月⇒	労(平20.4)検
検定番号⇒	(1) XXXXX (2) XXXXX (3) XXXXX
製造業者名⇒	安全製造(株)
製造年月⇒	令和3年4月製造
区分等⇒	(1) 鉄骨・鋼骨造 (2) 鉄骨・鋼骨造 (3) 鉄骨・鋼骨造



国家検定を具備していない粉じんマスクを使用してませんか？

特定の機械などに対する定期自主検査の実施

労働安全衛生法第45条第2項関係

例えば



移動式クレーン
(トラッククレーン等)



車両系建設機械
(ドラグ・ショベル等)



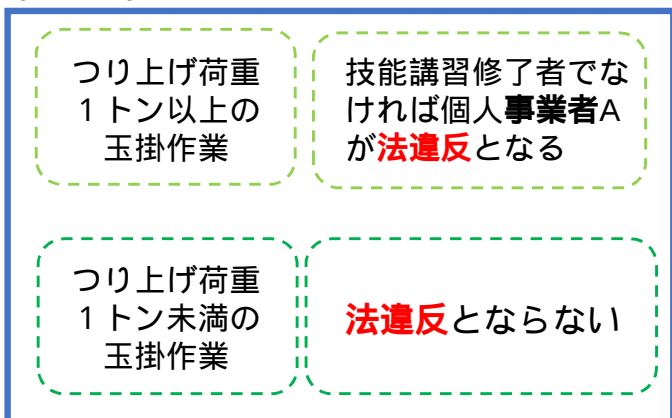
車両系荷役運搬機械
(フォークリフト等)

危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講

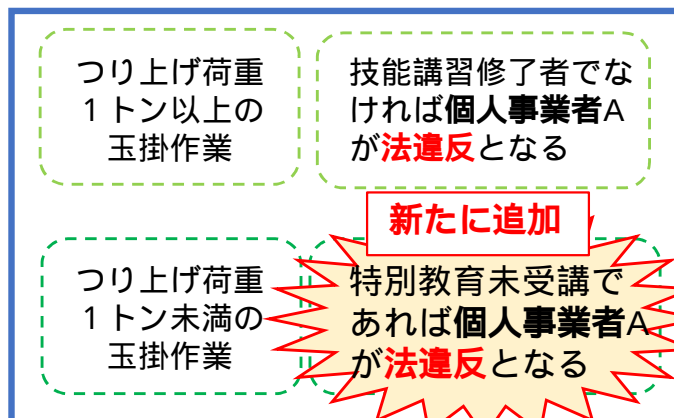
労働安全衛生法第59条第4項関係

例えば、個人事業者Aが玉掛け作業を行う場合

(現行)



(改正後)



なお、**技能講習・免許に係る業務**は上記のとおり、以前から法違反となることに留意してください（安衛法第61条第2項）。

建設現場で関連のある危険・有害業務（特別教育）の例

特別教育の名称

研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務

チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務

機体重量3トン未満の小型車両系建設機械の運転の業務

作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転

つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーンの運転

つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーンの玉掛けの業務

石綿等が使用されている建築物若しくは工作物の解体等の作業又は石綿等の封じ込め若しくは囲い込みの作業に係る業務

足場の組立て、解体又は変更の作業に係わる業務

ロープ高所作業に係る業務

高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務

▼特別教育に係る業務一覧はこちらから



そのほか、本改正を含む全体像は
右二次元コードからご確認ください。

労働安全衛生法及び作業
環境測定法の一部を改正する
法律（厚生労働省）

